

お知らせ・募集



くわしくは浦添市ホームページへ

税金・保険・年金

後期高齢者医療制度資格確認書・資格情報のお知らせ

●8月1日時点で85歳以上の人および84歳以下のマイナ保険証をお持ちでない被保険者の皆さまへ  
 8月から資格確認書が切り替わります。(有効期限：令和9年7月31日)  
 「資格確認書」は、7月下旬までに、郵送または窓口等で交付します。



詳しくはこちら

令和8年度国民健康保険資格確認書の更新について

国民健康保険課 資格課  
 (876)1288

「資格確認書」をすでにお持ちの人または「資格情報のお知らせ」をすでにお持ちの70歳以上の人を対象に、8月1日から有効の、新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月上旬ごろから郵送します。

●8月1日時点で84歳以下のマイナ保険証をお持ちの被保険者の皆さまへ  
 マイナ保険証での受診をお願いいたします。  
 マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。  
 7月中に被保険者資格(被保

新が必要で更新に必要なものは、7月上旬ごろに通知する案内文書にてご確認ください。  
 受付時間 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時



詳しくはこちら

国民健康保険の給付に関する各種証の切り替え

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。  
 8月1日以降も継続して証が必要な人のうち、長期入院該当による食事代の減額を受けられる人は国民健康保険課窓口かオンラインで更新手続きが必要です。

▼手続きに必要なもの  
 ①申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)  
 ②世帯外の人が申請する場合は世帯主直筆の委任状  
 ③過去12か月の入院日数が90日を超えることがわかる領収書や証明書

※長期入院該当ではない「限度額適用認定証」をお持ちの人は、原則窓口での更新手続きが不要です。しかし、オンライン資格確認ができない医療機関を受診する場合は、国民健康保険がある場合は、国民健康保険

後期高齢者医療制度医療費の自己負担割合について

国民健康保険課 (876)1717  
 同一世帯に住民税課所得が14.5万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる場合の所得区分を「現役並み所得者」といい、医療費の自己負担割合は3割となります。  
 ただし、次の①②③のいずれかの要件に該当する場合、申請すると、「一般Ⅱまたは「自己負担割合が2割または1割になります。」

- ①同じ世帯に被保険者が一人の場合、その人の年収が38.3万円未満であるとき。
- ②同じ世帯に被保険者が複数いる場合、その全員の年収が合計で52.0万円未満であるとき。
- ③同じ世帯の被保険者が一人で、同じ世帯の70歳から74歳の人も含めた年収が52.0万円未満であるとき。

所得区分		1食あたりの食事代
現役並み所得者		550円※1
一般Ⅰ・Ⅱ		550円※1
区分(低所得)Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以内	270円
	過去12か月の入院日数が91日以上※2	220円
区分(低所得)Ⅰ		130円

※1 一部330円の場合があります。  
 ※2 過去12か月で90日を超える入院をする場合、申請により190円に減額されます。市町村の担当窓口へ申請してください。

※長期入院該当になる人は、申請が必要になりますので、入院日数がわかる書類などを持参し、国民健康保険課窓口で申請してください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の徴収猶予  
 国民健康保険課 徴収係  
 内線 3718-3721  
 災害・病気等により、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付が困難な場合は、法令等

サマージャンボプレミアム12億円 (1等8億円・前後賞各2億円合わせて)  
 サマージャンボ7億円 (1等5億円・前後賞各1億円合わせて)  
 サマージャンボミニ5,000万円 (1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)  
 この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。  
 6月30日 3種類同時発売! 発売期間 6/30～7/31 抽せん日 8/12  
 プレミアム:1枚 500円  
 ジャンボ・ミニ:1枚 300円  
 公益財団法人沖縄県市町村振興協会



詳しくはこちら

に基づき徴収の猶予を受けられる場合があります。市ホームページまたは電話で確認ください。

課給付係までお問い合わせください。



▲オンライン申請はこちら

●特定疾病療養受療証の更新  
 手続きは不要です。  
 新しい受療証を7月中に簡易書留で郵送します。

令和8年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第1期納期限

国民健康保険課 資格課  
 内線 3717-3722  
 令和8年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第1期納期限は7月31日(金)です。納め忘れに「ご注意ください。」

●便利で安心な口座振替  
 納め忘れがない口座振替を推奨しています。一度の手続きで自動引き落としとなり、納め忘れがありません。市内金融機関等でお申し込みください。

●申請方法  
 申請場所 国民健康保険課窓口  
 申請に必要な物  
 ①資格確認書  
 ②申請者の本人確認ができるもの(運転免許証等)

●保険料に関する通知書が届きます  
 通知時期 7月  
 特別徴収の人  
 年金支給の際に、年金から保険料が天引きされます。お申し込みにより口座振替に変更できる場合があります。

●医療費が高額になったとき  
 1つの医療機関で月の限度額を超える医療費自己負担が発生した場合は、限度額を超える分の支払いは無くなります。2つ以上の医療機関の合計で

月の限度額を超える場合は、合算後の差額を高額療養費として後日支給します。手続きの流れについては、「後期高齢者医療制度のご案内」をご覧ください。

●医療機関窓口での自己負担額を限度額までとする制度があります。  
 資格確認書の「限度区分」「特定疾病区分」の欄(任意記載事項という)が空欄で記載がない人は、申請により「限度区分」「特定疾病区分」が記載された資格確認書を交付します。

医療機関の窓口にて任意記載事項が記載された資格確認書を提示すると、支払い(自己負担額)を高額医療費の自己負担限度額にとどめることができます。

●申請方法  
 申請場所 国民健康保険課窓口  
 申請に必要な物  
 ①資格確認書  
 ②申請者の本人確認ができるもの(運転免許証等)

●保険料に関する通知書が届きます  
 通知時期 7月  
 特別徴収の人  
 年金支給の際に、年金から保険料が天引きされます。お申し込みにより口座振替に変更できる場合があります。

●医療費が高額になったとき  
 1つの医療機関で月の限度額を超える医療費自己負担が発生した場合は、限度額を超える分の支払いは無くなります。2つ以上の医療機関の合計で

【申請基準】 次の①または②に該当する人  
 ①本人・配偶者・世帯主の令和8年度(令和7年1月1日から12月31日)の所得が一定額以下  
 ②失業・事業の廃止・災害等の事由(特例免除)  
 【申請方法】  
 受付開始日: 7月1日(水)～  
 申請受付先: 市民課 国民年金係(12～14番窓口)  
 【申請に必要なもの】  
 ①基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーカード  
 ②窓口に来る人の顔写真付き身分証明書  
 ③委任状(別世帯の人が代理申請する場合)  
 特例免除の申請をする場合  
 ④失業: 離職票または受給資格者証  
 ⑤事業の廃止: 個人事業の開業等届出書  
 ⑥災害: 被災状況届  
 【免除承認申請期間】  
 ●令和8年7月～令和9年6月  
 ※申請して結果通知が届くまで2～3ヶ月かかります。結果通知が送付される前に納付書や督促状が届くことがあります。結果通知が届くまでは保険料は納付せずに納付書をお手元に保管してください。

令和8年度(令和8年7月～令和9年6月)  
 国民年金保険料一般免除・納付猶予申請受付開始  
 お問い合わせ 市民課 国民年金係 ☎(876)1284  
 国民年金第1号被保険者(自営業、農家、無職の方など)で、国民年金保険料を納めることが困難な人が、保険料の全額または一部の納付を免除(猶予)できる制度です。  
 ●未納のままだと・・・  
 未納があると、将来の年金受給額が少なくなるほか、死亡や障害といった万一の時の給付が受けられない場合があります。  
 ▶免除や納付猶予は2年1ヶ月まで遡って申請が可能です。  
 ▶一部免除に該当しても、納付すべき一部保険料を納付しない場合、その間は「未納」になります。  
 ●免除割合によって受け取れる年金額が異なります  
 ▶保険料免除や納付猶予になった期間は、年金受給額を計算する際は減額されますが、年金資格期間に参入されます。  
 ▶10年以内であれば、後から免除された保険料を納めること(追納)ができます。

	定額保険料	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
納める保険料	17,920円	0円	4,480円	8,960円	13,440円

▲詳しくはこちら



▲詳しくはこちら